

令和 6 年度中央市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度中央市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 5 8, 6 5 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 6, 3 2 3, 8 2 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款				項			
12 分 担 金 及 び 負 担 金							
				1 負 担 金			
18 繰 入 金							
				1 基 金 繰 入 金			
歳 入				合 計			

(単位：千円)

[illegible]

歳 出

款		項	
1 議 会 費			
	1 議 会 費		
2 総 務 費			
	1 総 務 管 理 費		
	2 企 画 費		
	3 徴 税 費		
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		
	6 防 災 費		
3 民 生 費			
	1 社 会 福 祉 費		
	2 児 童 福 祉 費		
	3 生 活 保 護 費		
4 衛 生 費			
	1 保 健 衛 生 費		
6 農 林 水 産 業 費			
	1 農 業 費		
7 商 工 費			
	1 商 工 費		
8 土 木 費			
	1 土 木 管 理 費		
	2 道 路 橋 梁 費		
	4 都 市 計 画 費		
	5 住 宅 費		
10 教 育 費			
	1 教 育 総 務 費		
	2 小 学 校 費		
	3 中 学 校 費		
	4 社 会 教 育 費		
	5 保 健 体 育 費		
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
150,382	1,862	152,244
150,382	1,862	152,244
2,216,197	26,908	2,243,105
1,210,324	10,476	1,220,800
150,725	4,385	155,110
493,645	4,662	498,307
118,776	5,375	124,151
220,875	2,010	222,885
6,026,765	66,831	6,093,596
2,645,257	12,089	2,657,346
2,865,745	54,371	2,920,116
445,703	371	446,074
999,006	6,715	1,005,721
545,765	6,715	552,480
602,850	3,217	606,067
596,486	3,217	599,703
103,017	1,216	104,233
103,017	1,216	104,233
977,107	4,656	981,763
49,430	629	50,059
252,921	808	253,729
618,961	2,895	621,856
24,873	324	25,197
2,508,054	47,248	2,555,302
150,526	4,070	154,596
1,412,420	17,693	1,430,113
154,974	3,396	158,370
295,416	9,468	304,884
494,718	12,621	507,339
16,165,172	158,653	16,323,825

令和 6 年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度中央市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 935 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 193, 656 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

款			項		
6 繰	入	金			
			1 一	般 会 計	繰 入 金
歳 入			合 計		

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 6 年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度中央市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 2 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 2 5 , 8 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 6 年度中央市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度中央市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 7 5 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 4 1 2, 0 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入 歳出 予算 補正

款					項				
1 保 險 料									
					1 介 護 保 險 料				
3 国 庫 支 出 金									
					2 国 庫 補 助 金				
4 支 払 基 金 交 付 金									
					1 支 払 基 金 交 付 金				
5 県 支 出 金									
					2 県 補 助 金				
7 繰 入 金									
					1 一 般 会 計 繰 入 金				
歳 入					合 計				

(単位：千円)

[illegible]

款		項	
1 総務費			
		1 総務管理費	
		3 介護認定審査会費	
3 地域支援事業費			
		2 一般介護予防事業費	
		3 包括的支援等事業費・任意事業費	
歳出		合計	

(単位：千円)

[illegible]

令和 6 年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度中央市地域包括支援センター特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 775 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,863 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

令和 6 年度中央市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度中央市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第 2 条 令和 6 年度中央市簡易水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第 1 款 簡易水道事業費用	1 9 4，5 5 4 千円	1，0 0 0 千円	1 9 5，5 5 4 千円
第 1 項 営 業 費 用	1 7 8，0 1 2 千円	1，0 0 0 千円	1 7 9，0 1 2 千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第 3 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	2 1，4 0 7 千円	1，0 0 0 千円	2 2，4 0 7 千円

令和6年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度中央市公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度中央市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 公共下水道事業収益	815,321千円	591千円	815,912千円
第2項 営業外収益	508,180千円	591千円	508,771千円

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 公共下水道事業費用	815,321千円	591千円	815,912千円
第1項 営業費用	722,933千円	591千円	723,524千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	799,953千円	792千円	800,745千円
第2項 補助金	304,049千円	792千円	304,841千円

支 出			
（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	924,818千円	792千円	925,610千円
第1項 建設改良費	378,579千円	792千円	379,371千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	33,523千円	1,383千円	34,906千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第9条中「400,765千円」を「402,148千円」に改める。

令和6年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 令和6年度中央市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和6年度中央市農業集落排水事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	収 入		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 農業集落排水事業収益	284,115千円	1,138千円	285,253千円
第2項 営業外収益	246,153千円	1,138千円	247,291千円

（科 目）	支 出		（計）
	（既決予定額）	（補正予定額）	
第1款 農業集落排水事業費用	284,115千円	1,138千円	285,253千円
第1項 営業費用	271,272千円	1,138千円	272,410千円

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	15,065千円	1,138千円	16,203千円

（他会計からの補助金の補正）

第4条 予算第9条中「214,542千円」を「215,680千円」に改める。